

【静岡県】

売買参加者の新規参入の促進や既存事業者の負担軽減のための実務的なルールや商慣行等の見直しに向けた検討等の状況

(令和6年7月現在)

地方卸売市場名	売買参加者の新規参入ルール（関係規程）	実態調査結果を踏まえた改善等の検討等の状況 必要な改善等の内容は＜事項＞ 1～4
地方卸売市場相良青果市場	株式会社相良青果市場業務規程	該当なし
地方卸売市場沼津中央青果市場	地方卸売市場沼津中央青果業務規程	事項3について、ホームページの案内に組合加入義務の文言があるため、改善予定
地方卸売市場三島青果市場	地方卸売市場三島青果市場業務規程	該当なし
地方卸売市場丸や焼津青果株式会社	地方卸売市場丸や焼津青果株式会社業務規程	該当なし
岳南富士地方卸売市場	岳南富士地方卸売市場業務規程	事項1について、検討中
地方卸売市場藤枝中央青果	地方卸売市場（株）藤枝中央青果 業務規程	該当なし
地方卸売市場富士青果	地方卸売市場業務規定	該当なし
地方卸売市場東海青果市場	地方卸売市場 東海青果市場業務規定	事項1について、ホームページ上に掲載するか、規定等、明文化されたものを閲覧できるように窓口に設置する
地方卸売市場吉田青果市場	株式会社吉田青果市場業務規程	該当なし
地方卸売市場協同組合気賀青果	地方卸売市場協同組合気賀青果業務規程	該当なし
地方卸売市場磐田青果	地方卸売市場磐田青果市場業務規程	事項1について、開設者がそのホームページやその他の方法により公表する 事項3について、買受人組合への加入を要件としているため、改善を検討
地方卸売市場下田青果市場	対応中	該当なし
地方卸売市場湖西青果市場	地方卸売市場湖西青果市場業務規程	該当なし
地方卸売市場熱海魚市場	地方卸売市場熱海魚市場業務規程	該当なし
地方卸売市場下田市魚市場	地方卸売市場下田魚市場業務規程	事項1について、規程を事務所に備え付けて改善済み
地方卸売市場伊東魚市場	地方卸売市場伊東魚市場業務規程	事項1について、規程を事務所に備え付けて改善済み 事項2、3について、組合加入のルール及び運用を改善済み
地方卸売市場稲取魚市場	地方卸売市場稲取魚市場業務規程	該当なし
地方卸売市場沼津魚市場	地方卸売市場沼津魚市場業務規程	事項1について、規程を事務所に備え付けて改善済み
地方卸売市場田子魚市場	地方卸売市場田子魚市場業務規程	事項1について、規程を事務所に備え付けて改善済み
地方卸売市場由比港魚市場	地方卸売市場由比港魚市場業務規程	該当なし
地方卸売市場清水魚市場	地方卸売市場清水魚市場業務規程	事項1について、規程を事務所に備え付けて改善済み

地方卸売市場用宗魚市場	<u>地方卸売市場用宗魚市場業務規程</u>	該当なし
地方卸売市場焼津魚市場	<u>地方卸売市場焼津魚市場業務規程</u>	事項１について、規程を事務所に備え付けて改善済み 事項３について、検討中 事項４について、開設者以外が定めた新規参入ルールを廃止
地方卸売市場小川魚市場	<u>地方卸売市場小川魚市場業務規程</u>	事項３について、組合加入のルール及び運用を改善済み
地方卸売市場大井川港魚市場	<u>地方卸売市場大井川港魚市場業務規程</u>	該当なし
地方卸売市場吉田魚市場	<u>地方卸売市場吉田魚市場業務規程</u>	該当なし
地方卸売市場御前崎魚市場	<u>地方卸売市場御前崎魚市場業務規程</u>	該当なし
地方卸売市場福田魚市場	<u>地方卸売市場福田魚市場業務規程</u>	該当なし
地方卸売市場舞阪魚市場	<u>地方卸売市場舞阪魚市場業務規程</u>	該当なし
地方卸売市場新居魚市場	<u>地方卸売市場新居魚市場業務規程</u>	該当なし
浜松市食肉地方卸売市場	<u>浜松市地方卸売市場業務条例</u> <u>浜松市地方卸売市場業務条例施行規則</u>	該当なし
株式会社浜松生花地方卸売市場	<u>株式会社浜松生花地方卸売市場業務規程</u>	事項１について、検討中
地方卸売市場するが花き卸売市場	<u>地方卸売市場 株式会社するが花き卸売市場業務規程</u>	該当なし
地方卸売市場株式会社静岡県花き園芸卸売市場	<u>地方卸売市場株式会社静岡県花き園芸卸売市場業務規程</u>	事項１について、現在準備中

<事項>

- １ 売買参加者の新規参入ルールを定めている場合、新規の取引参加者の参入を促す観点から、新規参入希望者が容易に閲覧できるよう開設者がそのホームページやその他の方法により公表することが望ましいこと。
- ２ 売買参加者の新規参入の承認等について、新規の取引参加者の参入を促す観点を含め権限を有する開設者が行うよう改善を行うこと。
- ３ 売買参加者の新規参入ルールについて、明文化されているか否かにかかわらず、「申請者は、あらかじめ当該市場の買参人組合等の承認（又は推薦）を受けなければならない」及び「申請者は、当該市場の買参人組合（代払制度）に加入しなければならない」のようなルールは、新規の取引参加者の参入を促す観点及びその承認等の判断は権限を有する開設者が行うという観点から改善を行うこと。なお、「申請者が、一定の業務資金を有していない場合、代払制度に加入すること」といったルールは問題ないものの設定する際は、新規の取引参加者の参入を促す観点から、明文化することが望ましいこと。
売買参加者の新規参入の承認等を判断する際の与信審査については、取引年数等のみで判断せず、申請者の財務状況の情報等をもとに公平な審査を行うこと。
- ４ 売買参加者の新規参入ルールについて、権限を有しない開設者以外が定めるルールには本来、効力がないため、当該ルールは廃止するよう改善を行うこと。